

業務管理体制の整備に関する事項(変更)の届出書について

新規で指定障害サービス等を行う事業者は、「業務管理体制の整備に関する事項の届出書」の提出が必要です。また、＜変更届出対象事項＞に該当する変更事項がある事業者については、変更届出書が必要です。

業務管理体制整備の対象となる事業者等

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ①指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（障害者総合支援法第 51 条の 2）
- ②指定相談支援事業者（障害者総合支援法第 51 条の 31）

【児童福祉法に基づくもの】

- ③指定障害児通所支援事業者（児童福祉法第 21 条の 5 の 26）
- ④指定障害児入所支援（児童福祉法第 24 条の 19 の 2）
- ⑤指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第 24 条の 38）

※①～⑤それぞれの事業ごとに届出が必要です。

※すでに介護サービス（介護保険法）における届出を済ませている事業者についても、別途届出が必要です。

届出の提出先

【指定申請(新規)】

1. 尾道市内のみに「特定相談支援事業所」「障害児相談支援事業所」が所在する事業者

尾道市に「業務管理体制の整備に関する事項の届出書」（様式 2 0 号）を提出してください。

2. 上記以外の事業者、複数の自治体に事業所が所在する事業者

以下のフローチャートを参考に、「業務管理体制の整備に関する事項の(変更)届出書」を該当の提出先へ提出してください。

詳細は、提出先の HP 等をご覧ください。

【変更等】

1. 尾道市内のみに「特定相談支援事業所」「障害児相談支援事業所」が所在する事業者

提出不要。（「指定障害福祉サービス事業者等の指定に係る事項の変更の届出」により同内容が尾道市に提出されるため）

2. 上記以外の事業者、複数の自治体に事業所が所在する事業者

＜変更届出対象事項＞に該当しない場合

「業務管理体制の整備に関する事項の(変更)届出書」は提出不要。

＜変更届出対象事項＞に該当する場合

以下のフローチャートを参考に、「業務管理体制の整備に関する事項の(変更)届出書」を該当の提出先へ提出してください。

詳細は、提出先の HP 等をご覧ください。

＜変更届出対象事項＞

以下に該当する場合は、「業務管理体制の整備に関する事項の変更届出書」要提出。

1. ①～⑧の内容が変更になった場合

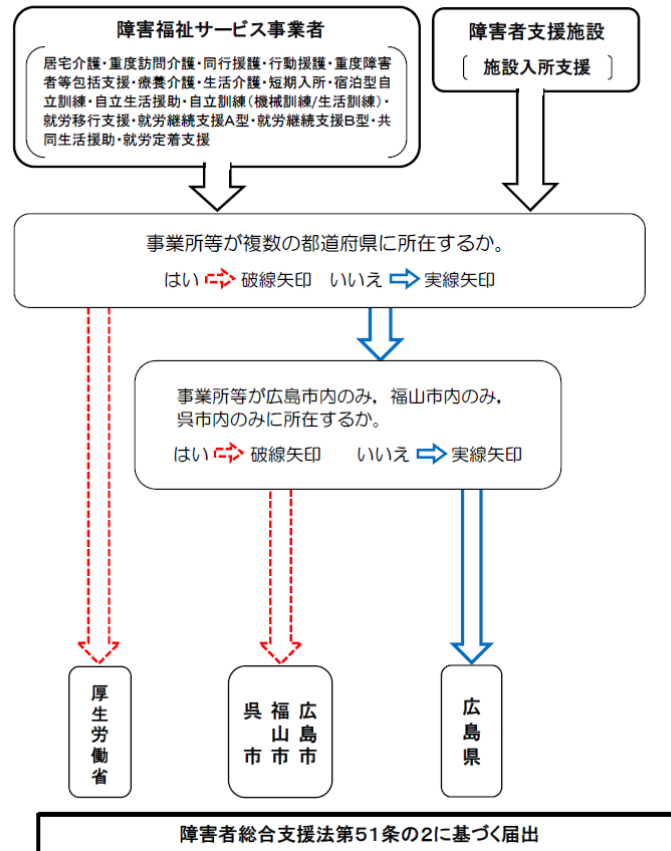
- ①法人の種別、名称（フリガナ）②主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号③代表者氏名（フリガナ）、生年月日④代表者の住所、職名
- ⑤事業所名称等及び所在地⑥法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日⑦業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ⑧業務執行の状況の監査の方法の概要

2. 事業所数増加により届出事項の追加がある場合

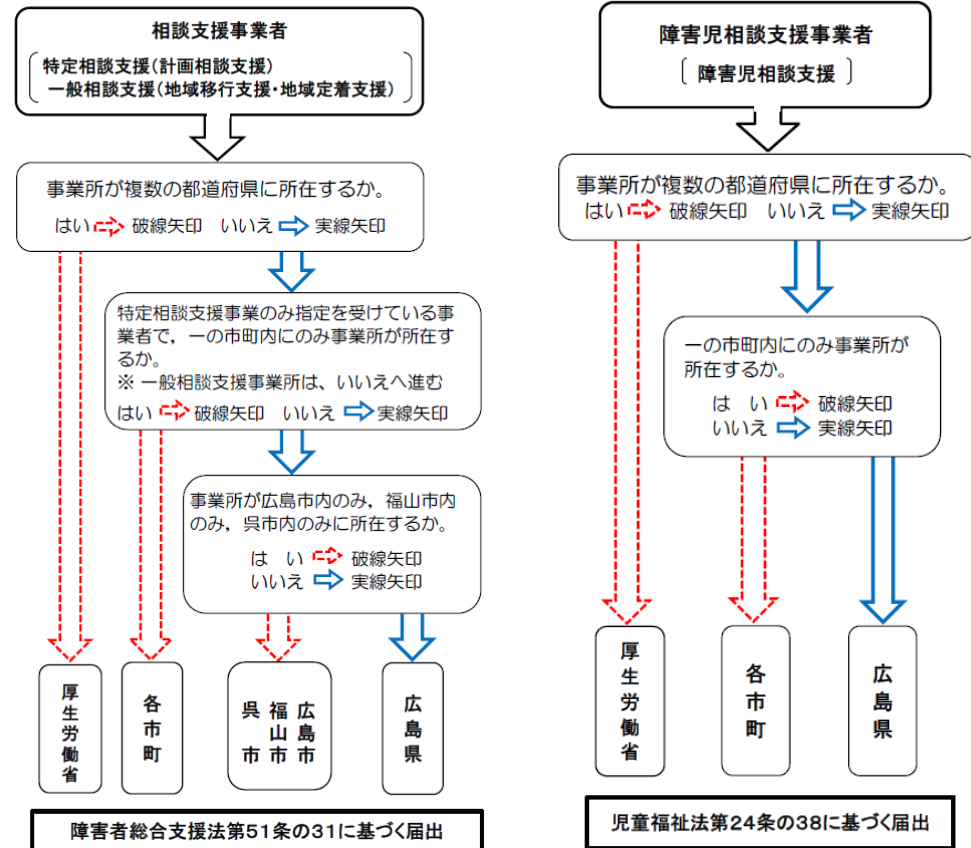
- ①事業所等の数が 20 以上の事業者・・・「業務務が法令に適合することを確保するための規程の概要」を追加で届出
- ②事業所等の数が 100 以上の事業者・・・「業務執行の状況の監査の方法の概要」を追加で届出

※事業所等の数は、業務管理体制整備の対象となる事業者等の①～⑤の区分ごと・指定を受けているサービス種別ごとの数。事業所番号が同一でも、サービス種別が異なる場合は別事業所として数える。

【障害者総合支援法関係届出先フローチャート】



【児童福祉法関係届出先フローチャート】



【児童福祉法関係届出先フローチャート】

